

令和 7 年 4 月 16 日

令和7年度 固定資産税・都市計画税の課税誤りが判明しました

令和7年度固定資産税・都市計画税（以下、「固定資産税等」という。）について、課税内容に誤りがあったことが判明しましたので謹んでご報告いたします。

1. 概要

マンションAに係る納税義務者に対して、当該マンションに係る固定資産税等（土地、建物分）に加え、誤って他人の土地（マンションB）の課税を行ったことにより、マンションAについては過大な課税が、マンションBについては課税が漏れてしまっていたことが判明しました。

2. 影響の範囲

■対象者数:67 名 ■影響額:約 28 万 6 千円

3. 経緯

4月4日（金） 令和7年度納税通知書を発送

4月8日（火） 当該マンションAの固定資産税等（土地分）の課税に係る照会を受けたことによる調査の結果、課税対象者の設定に誤りがあったことが判明

4. 対応

4月9日（水） 本件と同様の誤りがないことを確認しました。

4月11日（金） 納税義務者 62 名（※1）に対し、お詫び文書を発送しました。

（※1 納税通知書の返戻等のため送達していない方を除く。）

今後、税額を修正し、増額分の納付または減額分の還付等について通知いたします。

5. 原因と再発防止策

マンション等の区分所有建物における土地課税は、課税システムにおいて、管理しておりますが、職員による入力ミスが発生しました。今後は、課税システム内にエラー判定を行う仕組みを構築し、再発防止を図ってまいります。

6. 市長コメント

この度の課税誤りにより、習志野市政に対する信頼を揺るがす多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今回の誤りを厳粛に受け止め、再発防止に全力で努めてまいります。

【問 合 せ 先】

協働経済部 資産税課

電話：047-453-9245